

令和7年分 確定申告用賦課金は認率及びは認額

月光川土地改良区

是認額について

土地改良区に納付いただいた賦課金は、確定申告に際し全額必要経費として認められない場合があります。その場合、一定の是認(ぜにん)率を乗じた是認額が、必要経費として認定されることとなっております。

令和7年分土地改良区賦課金(是認額)一覧表

改良区名	科目	工 区 等	10a 当り 賦 課 金	是 認 割 合	是 認 額
			円	%	円
月光川	(一般会計) 経常賦課		3,800	100.0	3,800
	(一般会計) 維持管理費	月光川地区	1,000	100.0	1,000
	(特別会計) 県営かん排	月光川地区	3,450	100.0	3,450
	(特別会計) 県営ほ場整備	月光川左岸地区	3,200	100.0	3,200
	同	月光川右岸・上流地区	3,500	100.0	3,500
	同	高瀬川・洗沢川地区	3,400	100.0	3,400
	同	月光川下流地区(事業賦課金)	田 600	100.0	600
			うるしそね 600	100.0	600
			月光川下流地区(償還金)	田 7,350	100.0
	同	月光川下流地区(償還金)	畑 5,880	100.0	5,880
うるしそね 2,470			100.0	2,470	
同	たら林地区	2,000	100.0	2,000	
(特別会計) 維持管理	中山間地区	200	100.0	200	

※留意事項

○賦課金が10,000円/10a未満の地区は、全額。

詳細のお問い合わせは、酒田税務署、各市町担当課までお願いします。